

様式第3号（第8条関係）

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8年 3月30日

福島県南会津建設事務所長 伏見 聡

工事（委託業務）番号	第25-41360-0281号
工事（委託業務）名	環境調査業務委託（砂防・補助）
質 問 事 項	
<p>1. 測量の技術者単価で構成されている「準備工（水質調査）」、「採水・現地測定」、「資料整理（水質調査）」、「往復旅行時間の直接人件費（水質調査）」につきまして、これらを「旅費交通費」、「電子成果物作成費」、「その他原価」、「一般管理費等」の算出対象に含めているという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>2. 往復旅行時間の直接人件費「打合せ5回分」、「現地調査（夏季）」、「現地調査（秋季）」についても、同様に「旅費交通費」、「電子成果物作成費」、「その他原価」、「一般管理費等」の算出対象に含めているという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>3. 令和8年3月から適用される新年度単価での積算と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>4. 往復旅行時間にかかる直接人件費が旅費として記載がございますが、直接人件費として計上すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>5. 施工第0-0013号から15号、21号については測量業務の技術者単価ですが、コンサルタント業務の直接人件費としてその他原価、一般管理費、旅費交通費、電子成果物作成費の対象として扱うという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>6. 上記と異なり測量業務として扱う場合は、測量業務としての電子成果物作成費を計上されますでしょうか。</p> <p>7. 施工第0-0013号から15号、21号について、測量業務として扱う場合の端数処理の方法について、単位数量当り単価の場合、有効数字4桁（5桁目以降切捨て）とすると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>8. 施工第0-0013号表～施工0-0015号表及び施工0-0021号表の技術者職階「測量技師」「測量助手」についても、設計業務の直接人件費として計上してあると考えてよろしいでしょうか。</p>	

9. 往復旅行時間にかかる直接人件費について

1) 打合せ5回分 7.4時間、2) 現地踏査及び現地調査(春季) 2.3時間、3) 現地調査(夏季)・(秋季) 2.3時間(片道移動時間(1h超過分)と記載されております。

各人工の割り増し人数の算出は、「片道移動時間(1h超過分)÷8×2」により算出すると解してよいかご教示願います。

なお、異なる場合は算定方法をご教示願います。

10. 往復旅行時間にかかる直接人件費について

割り増し人数端数処理は、小数第1位(小数第2位四捨五入)と解してよいかご教示願います。

なお、異なる場合は少数単位をご教示願います。

11. 往復旅行時間の直接人件費についてお伺いいたします。

施工 第0-0017号から施工 第0-0020号について、片道移動時間の記載がございますが、記載の数量に人件費単価を掛けて計上するのでしょうか。または、算出方法のご教示をお願いいたします。

12. 往復旅行時間の直接人件費についてお伺いいたします。

旅費交通費、電子成果物作成費の対象でよろしいでしょうか。

13. 旅費交通費の率について確認のためお伺いいたします。

滞在率計上(調査計画)と記載がございますので、「2.59%」で計上しているとの解釈でよろしいでしょうか。

また、当初は「宿泊料・食卓料」は計上していないとの解釈でよろしいでしょうか。

14. 旅費交通費・電子成果物作成費・その他原価の算定について

本業務の施工内訳書では、設計業務における技術者単価と測量業務における技術者単価が混在して計上に用いられております。

旅費交通費・電子成果物作成費・その他原価は、全て直接人件費の合計を基として算定式により計上額が算出されます。

本業務における旅費交通費・電子成果物作成費・その他原価は、設計業務における技術者単価と測量業務における技術者単価、それぞれで算出した直接人件費の合計を基に算出していると認識して良いでしょうか。

15. 本業務において、冬期割増補正、日当(全体割増を含む)・往復交通費(ライトバン運転)、高速料金等については、宿泊費や食卓料・滞在費と同じく現状一切計上されていないものと考えてよろしいでしょうか。

また、本業務を進めていく中でこれらの費用が必要となる場合には、別途協議の上で、設計変更の対象として取り扱っていただけますでしょうか。

16. 本業務において、現状関係機関打合せ協議対応や協議資料作成等は不要と考えてよろしいでしょうか。  
また、業務を進めていく中で必要となる場合には、別途協議の上、設計変更の対象として取り扱っていただけますでしょうか。
17. 総括情報表 施工第0-0007号表の「学識者等へのヒアリング」において、対面ヒアリングを想定されているでしょうか。また、対面実施の場合、学識者等へのヒアリングに関する旅費交通費（例：新幹線等の鉄道運賃等）が設計書に記載されておられません。専門家ヒアリング時に必要となる旅費交通費は、現状計上されていないものと考えてよろしいでしょうか。また、計上されていない場合は別途協議の上で設計変更の対象としていただけますでしょうか。
18. 設計書には総括情報表施工第 0-0007 号表の「学識者等へのヒアリング」が計上されておりますが、当該設計書に「報償費」等の計上がありません。現時点において「報償費」は計上されていないものと考えてよろしいでしょうか。  
また、計上されていない場合、本業務を進めていく中で「報償費」を計上する必要性が発生した場合、別途協議の上で設計変更の対象として取り扱っていただけますでしょうか。
19. 本業務において「中間技術審査」の実施が必要となる場合には、別途設計変更の対象としていただけますでしょうか。
20. 金抜き設計書において、下記内容は測量業務における技術者単価で構成されておりますが、本業務では、建設コンサルタント業務の直接人件費として扱い、旅費交通費、電子成果物作成費、その他原価、一般管理費の計算対象額に含まれているものと考えてよろしいでしょうか。
- 準備工（水質調査）
  - 採水・現地測定（水質調査）
  - 資料整理（水質調査）
  - 往復旅行時間の直接人件費（水質調査）

- 2 1. 金抜き設計書の『水質調査に係る業務』（施工第 0-0011 号表 ～ 施工第 0-0015 号表）、及び旅費交通費「往復旅行時間に係る直接人件費（施工第 0-0017 号表 ～ 施工第 0-0021 号表）」にて計上されている下記項目の直接人件費については、全て旅費交通費、電子成果物作成費、その他原価の計算対象額であるものと考えてよろしいでしょうか。

「水質調査に係る業務（計画立案）」

「水質調査に係る業務（解析・考察（水質汚濁）」

「水質調査に係る業務（準備工（水質調査）」

「水質調査に係る業務（採水・現地測定）」

「水質調査に係る業務（資料整理）」

「往復旅行時間の直接人件費（打合せ 5 回分）」

「往復旅行時間の直接人件費（現地踏査 および 現地調査（春季）」

「往復旅行時間の直接人件費（現地調査（夏季）」

「往復旅行時間の直接人件費（現地調査（秋季）」

「往復旅行時間の直接人件費（水質調査）」

- 2 2. クマ等の危険生物対策に要する安全管理費用・対策費用については、別途協議の上で、設計変更の対象として取り扱っていただけますでしょうか。
- 2 3. 測定機関への持ち込み対応費用につきましては、別途業務対応（本業務対象外）と考えてよろしいでしょうか。
- 2 4. 合同現地踏査や環境DNA分析を用いた環境調査が必要となる場合には、別途協議の上で必要に応じて設計変更の対象として取り扱っていただけますでしょうか。
- 2 5. 本業務における「学識者等へのヒアリング」につきまして、現状何名程度でどのような専門分野（例：植物、魚類、両生類等）の学識者を想定されているでしょうか。また、ヒアリングの開催時期・実施回数もご教示願います。
- 2 6. 施工第 1 7 号から 2 1 号の往復旅行時間の直接人件費の人日数又は計算方法をご教示願います。
- 2 7. 往復旅行時間の直接人件費は「電子成果物作成費」及び「その他原価」の算出に当たって計上する直接人件費の対象となる認識でよろしいでしょうか。
- 2 8. 旅費交通費における往復旅行時間の直接人件費施工第 1 7 号から第 2 1 号において片道移動時間（1h 超過分）から算出する各構成員の人工数量の端数処理方法についてご教示願います。

## 回 答 事 項

1. ご認識のとおりです。
2. ご認識のとおりです。
3. ご認識のとおりです。
4. ご認識のとおりです。
5. ご認識のとおりです。
6. 積算基準頁3-1-4に基づき算出しております。
7. 端数処理しておりません。
8. ご認識のとおりです。
9. ご認識のとおりです。
10. 端数処理しておりません。
11. 上記9で算出した人工数に人件費単価を乗じて計上しております。
12. ご認識のとおりです。
13. ご認識のとおりです。
14. ご認識のとおりです。
15. 冬期割増補正については、設計業務等標準積算基準に則り「冬期割増の対象外」となるため、設計変更の対象外とします。  
日当（全体割増を含む）については、令和7年10月1日の改正に伴い、設計変更の対象外とします。  
往復交通費（ライトバン運転）及び高速料金については、旅費交通費の率に含まれるため、設計変更の対象外とします。

16. 現状、関係機関打合せ協議対応や協議資料作成等は想定しておりません。また、業務を進めていく中で必要となった場合には、設計変更の対象とします。
17. 専門家ヒアリングの旅費交通費については、旅費交通費率に含まれるため、設計変更の対象外とします。
18. ご認識のとおりです。また、業務を進めていく中で必要となった場合には、設計変更の対象とします。
19. 必要と認められる場合には、協議の対象とします。
20. ご認識のとおりです。
21. ご認識のとおりです。
22. 必要と認められる場合には、協議の対象とします。
23. 必要と認められる場合には、協議の対象とします。
24. 必要と認められる場合には、協議の対象とします。
25. 植物、両生類、魚類、底生動物に関する学識者を想定しており、ヒアリングの開催時期は1～2月、回数は3回を想定しております。
26. 施工第17号から20号の計算方法は、上記9、11のとおりです。21号については各人工に人件費単価を乗じます。
27. ご認識のとおりです。
28. 上記10のとおりです。